

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和5年度(令和7年度改訂)
計画主体	国富町有害鳥獣対策協議会

国富町鳥獣被害防止計画

〈連絡先〉

担当部署名 国富町役場 農林振興課
所在地 国富町大字本庄4800番地
電話番号 0985-75-3111
FAX番号 0985-75-3384
メールアドレス nourin@town.kunitomi.miyazaki.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、シカ、サル、アナグマ、タヌキ、カラス、ドバト、カワウ、アライグマ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	宮崎県国富町

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和6年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害面積	被害額
イノシシ	イネ	2 ha	2,077千円
	イモ類	0.07 ha	93千円
シカ	飼料作物	0.44 ha	40千円
	野菜	0.15 ha	80千円
	イモ類	0.08 ha	82千円
サル	野菜	0.06 ha	145千円
	イモ類	0.06 ha	65千円
アナグマ	野菜	0.01 ha	471千円
タヌキ	—	— ha	—
カラス	果樹	0.6 ha	100千円
	野菜	0.01 ha	50千円
カワウ	—	— ha	—
ドバト	—	— ha	—

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積(被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

①イノシシ	町内全域に生息し、農作物以外に畦畔等への被害も多発しており、農林水産業に係る被害は深刻化している状況である。被害は年間を通して発生しており、被害地域も広域化の傾向にある。
②シカ	主に八代地区から国有林に生息している。被害は年間を通じて発生し、果樹への被害や国有林でのスギ・ヒノキの被害が特に著しい。
③サル	群れの情報がたびたび報告されている中、近年は市街地付近に単体のサルの出没が見られ、果樹や菜園への被害をもたらしている。
④タヌキ・アナグマ	町内全域に生息し、近年増えている空き家に住み着き、市街地や集落内の菜園に被害をもたらしている。
⑤カラス・ドバト	町内全域に生息し、果樹を中心に被害をあたえている。
⑥カワウ	稚鮎等の捕食被害が主である。
⑦アライグマ	周辺市町村での目撃情報や捕獲実績があることから、今後の被害が懸念される。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	被害金額現状値 (令和6年度)	被害金額目標値 (令和8年度)	被害面積現状値 (令和6年度)	被害面積目標値 (令和8年度)
イノシシ	2,170千円	1,519千円	2.07 ha	1.44 ha
シカ	210千円	147千円	0.68 ha	0.47 ha
サル	388千円	271千円	0.14 ha	0.09 ha
アナグマ	471千円	329千円	0.01 ha	0.00 ha
タヌキ	0千円	0千円	0.00 ha	0.00 ha
カラス	150千円	105千円	0.61 ha	0.42 ha
合計	3,389千円	2,371千円	3.51 ha	2.42 ha

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取り組み	被害にあった場所を地域住民から聞き取り、被害状況を確認、有害鳥獣捕獲班と連携して、銃・捕獲わな等を用いた捕獲を実施。捕獲班は、町内3地区に区別して設置、熟練者を班長とし対応している。	被害地区の拡大、被害件数の増加により、捕獲班の負担が増加している。捕獲に従事する担い手不足や高齢化もあり、個々の負担は増加している。
防護柵の設置等に関する取り組み	電気防護柵の設置を推進し、柵をしていて被害にあった方には設置の仕方をアドバイスしている。また、集落内での勉強会等を行い、可能な限り自主防衛の体制整備を図っている。近年は、国の事業等を活用して集落ぐるみでの取り組みにも力を入れている。	個々の設置は普及してきているが、集落的な防護柵の設置は少ない。今後更に国の事業等を活用して取り組みに力を入れていきたい。
生息環境管理に関する取り組み	防護柵の設置を検討する際、周辺の環境整備を実施し、緩衝帯の設置及び放任果樹の除去を推進している。	可能な範囲で対応してもらってはいるが、地権者の同意等の関係で実施が困難な場合がある。

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追い上げ・追い払い活動、放任果樹の除去等について記入する。
 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について、記入する。

(5) 今後の取り組み方針

有害鳥獣捕獲班を中心に銃やワナによる捕獲活動を行ってもらっているが、被害地域の拡大や被害件数の増加により、捕獲班の負担は年々増加している。効果的な各種防護柵の普及を図るとともに、被害が著しい地域を中心に集落ぐるみでの被害防止の対策に取り組んでいきたい。有害鳥獣対策協議会を中心に情報収集・提供を行い、地域住民、猟友会、行政など関係者が一体となった取り組みを推進していく必要がある。また、マイスターや地域リーダー等の人材育成にも取り組んでいきたい。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取り組み方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

現在組織している有害鳥獣捕獲班で捕獲を実施する。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関する者のそれぞれの取り組み内容や役割について記入する。
 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	イノシシ、シカ、サル、タヌキ アナグマ、ドバト、カワウ、カラス	捕獲わな（ハコワナ）の導入 狩猟従事者の育成・確保 鳥類の飛来時期に応じた対応 捕獲わな（ハコワナ）の増設
令和7年度	イノシシ、シカ、サル、タヌキ アナグマ、ドバト、カワウ、カラス	捕獲わな（ハコワナ）の導入 狩猟従事者の育成・確保 鳥類の飛来時期に応じた対応 捕獲わな（ハコワナ）の増設
令和8年度	イノシシ、シカ、サル、タヌキ アナグマ、ドバト、カワウ、カラス	捕獲わな（ハコワナ）の導入 狩猟従事者の育成・確保 鳥類の飛来時期に応じた対応 捕獲わな（ハコワナ）の増設

- (注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
<p>イノシシは町内一円に生息しており、過去3ヶ年の捕獲頭数は平均で約320頭であるが、イノシシの生息頭数及び被害は増加傾向にある。シカによる被害に伴う捕獲頭数は、過去3ヶ年の平均で約140頭である。サルの捕獲頭数は、過去3年間とも年間約0～5頭程度であるが、時折大群が出現し農作物に留まらず、住民生活にも脅威を与えている。よって、イノシシ・シカ・サルについては、県が定めた第二種特定鳥獣管理計画の管理目標と近年の有害捕獲頭数を基に、それ以外は、生態系への影響がない範囲で被害を及ぼす個体を捕獲する。なお、アライグマについては、特定外来生物であるため、生息が確認され次第、速やかに捕獲を行う。</p>	

(注) 禁煙の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	370頭	370頭	370頭
シカ	170頭	170頭	170頭
サル	5頭	5頭	5頭
タヌキ	130頭	130頭	130頭
アナグマ	80頭	80頭	80頭
ドバト	50羽	50羽	50羽
カラス	50羽	50羽	50羽
カワウ	10羽	10羽	10羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<p>有害鳥獣捕獲の実施については、銃器及びわな（箱わな・くくりわな）で被害箇所を中心に捕獲を実施する。 また、捕獲技術向上に向けた研修会等も開催しながら、捕獲の担い手の育成に取り組む。</p>

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する。（鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当するすべての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ シカ サル	<p>電気防護柵設置 (延長10,000m) 音響式防除機設置 (1基) メッシュフェンス(1式) (延長600m) メッシュフェンス及び電気防護柵 複合型(1式) (延長1,100m)</p>	<p>電気防護柵設置 (延長10,000m) 音響式防除機設置 (1基) メッシュフェンス(1式) (延長500m) メッシュフェンス及び電気防護柵 複合型(1式) (延長1,000m)</p>	<p>電気防護柵設置 (延長10,000m) 音響式防除機設置 (1基) メッシュフェンス(1式) (延長500m) メッシュフェンス及び電気防護柵 複合型(1式) (延長1,000m)</p>

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	イノシシ、シカ、サル、タヌキ、アナグマ、アライグマ	・侵入防止柵の管理等を行う（点検・草刈等）
令和7年度	イノシシ、シカ、サル、タヌキ、アナグマ、アライグマ	・侵入防止柵の管理等を行う（点検・草刈等）
令和8年度	イノシシ、シカ、サル、タヌキ、アナグマ、アライグマ	・侵入防止柵の管理等を行う（点検・草刈等）

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	イノシシ、シカ、サル、タヌキ、アナグマ、アライグマ、カラス、ドバト、カワウ	・集落研修会の開催 ・被害調査の実施 ・防護対策（各種防護柵、音響式防除機等）の普及 ・放任果樹の除去 ・緩衝帯の整備等 ・マイスター・リーダー等の育成
令和7年度	イノシシ、シカ、サル、タヌキ、アナグマ、アライグマ、カラス、ドバト、カワウ	・集落研修会の開催 ・被害調査の実施 ・防護対策（各種防護柵、音響式防除機等）の普及 ・放任果樹の除去 ・緩衝帯の整備等 ・マイスター・リーダー等の育成
令和8年度	イノシシ、シカ、サル、タヌキ、アナグマ、アライグマ、カラス、ドバト、カワウ	・集落研修会の開催 ・被害調査の実施 ・防護対策（各種防護柵、音響式防除機等）の普及 ・放任果樹の除去 ・緩衝帯の整備等 ・マイスター・リーダー等の育成

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去等、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
宮崎県	情報提供、指導等
高岡警察署	銃所持等指導
国富町役場	事務全般
国富町猟友会	鳥獣捕獲、生息調査

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じる恐れがある場合の対処に関して、規定等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制

住民からの通報を受けた機関が、役場に連絡をし、役場から関係機関（警察、猟友会等）へ連絡を行う。

(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣は、捕獲等をした現場での埋設。または自家消費。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲をした鳥獣の処理方法について記入する

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その他有効な利用に関する事項

食肉処理加工施設が町内に無いため、自家消費するか、もしくは食品として利用せず埋設する。

- (注) 1 食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。
 2 処理加工施設を整備する場合は、年間処理数計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	国富町有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役 割
国富町役場	事務全般
宮崎県農業協同組合宮崎中央地区本部	農畜産業の被害状況把握
八代地区猟友会	鳥獣捕獲、生息調査
本庄地区猟友会	鳥獣捕獲、生息調査
木脇地区猟友会	鳥獣捕獲、生息調査
鳥獣保護管理員	生息調査、被害状況報告
宮崎中央森林組合	森林内の状況調査
宮崎県中部農林振興局 農畜産課	技術指導
宮崎県中部農林振興局 林務課	技術指導
宮崎県中部農林振興局 地域支援課	技術指導

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
鳥獣被害対策支援センター	技術指導（被害防止対策）
国富町実行組合長会	地区の被害状況把握
国富漁業協同組合	水産業の被害状況把握
生産者組織	被害状況報告
国富町議会	住民の意見の集約
高岡警察署	銃所持等指導
宮崎森林管理署	国有林内の捕獲指導

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

設置年月日	平成25年1月22日
構成員	国富町農林振興課職員 4名
①	追払い活動の実施
②	侵入防止柵の設置指導
③	広報・啓発等の活動を実施

(注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認められる場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制が分かる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

研修会で、被害防止等の知識を農家に普及啓発し、防止対策を一体となって推進していく。

(注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

--

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。